

事業者電気・ガス料金高騰 対策支援事業補助金(再周知)

申請手続きが
必要です

申請期限 令和6年11月30日

※予算がなくなり次第終了(先着順)



エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者又は小規模事業者を対象に、補助金を交付します。

交付対象者

町内に本店又は主たる事務所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模事業者（農林漁業等を除く）

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等は含まれません。

対象要件

- ・申請時点において事業を営んでおり、補助金交付日以降も町内で事業を継続する意思を有すること。
- ・町税を滞納していないこと。 など ※詳細は町ホームページを参照

補助金額等

- ・令和5年8月～令和6年7月までの任意の一月（利用月ではなく、支払いがあった月）に負担した事業用の電気及びガス料金の合算額（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内、上限5万円（1,000円未満切り捨て）。

補助対象経費等

- ・補助対象経費は、町内事業所の事業で支出した電気・ガス使用料とし、町内に複数の事業所がある場合は、それらの事業所のものを合算できるものとするが、任意の一月（利用月ではなく、支払いがあった月）は同月とする。
- ・次に該当するものは補助対象経費としない。
 - (1) 販売を目的とするもの及び製品を製造するための原材料とするもの。
 - (2) 自宅兼事務所等で自家分として使用するもの。

申請方法等

- ・申請方法、申請様式などは町ホームページか、下記二次元コードからご覧ください。
- ・申請書類は、産業観光課窓口へ持参又は郵送するか、あいち電子・申請届出システムにより提出してください。

申請期間

令和6年8月1日（木）～11月30日（土）

※予算がなくなり次第終了（先着順）

必要書類

※詳細は町ホームページ・申請要領を参照

- 申請書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙）
※利用月ではなく、「支払いをした月」で見ます。
※請求書や使用料通知だけではなく、領収書や通帳等の写しにより、**実際に支出されたことが分かる書類**を提出してください。
- 履歴事項全部証明書（法人の場合） ※発行日から3月以内のもの
- 本人確認書類の写し（個人事業者の場合）
- 直近の受付済確定申告書類の写し
※收受印があるもの、または受信通知を添付してください。
<法人> 「法人税の確定申告書（別表一）」・「法人事業概況説明書（2枚両面）」
<個人> 「所得税の確定申告書B（第一表）」及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」（白色申告者の場合は「所得税の申告書B（第一表）」及び「収支内訳書」）
- 振込先の口座番号等が確認できる書類の写し（A4用紙）
- 開業届出書又は法人設立届出書の写し（開業間もない場合）
- その他必要とする書類（町から指示がある場合）

お問い合わせ

阿久比町産業観光課商工観光係



住所 〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL：0569-48-1111

Email：shoko@town.agui.lg.jp

検索

阿久比町 事業者 電気・ガス補助金